

三重高等学校人権教育基本方針

1. はじめに

三重高等学校では、過去に発生した差別事象をうけ、「差別を許さない学校づくり」を目標に掲げ、これまで人権教育を行ってきました。校内研修の充実、校外研修への参加を通してその意識や力量を高めてきました。講演会やLHRの人権教育の内容について検討を重ね、生徒の心に響く人権教育の実現を図ってきました。しかし、2010年に新たな差別事象が起きました。このことは、これまでの教職員の研修や生徒の人権学習が、一人ひとりのものになりえていなかったことに他なりません。

本校では、これを機に、これまで以上に学校の経営方針の重要な項目として人権教育を位置づけ、教職員一人ひとりが、人権問題の解決を自分の問題としてとらえ、具体的な行動につながる教育・学習の充実を図るため、教職員が一体となって人権教育の取り組みを進めていく決意をいたしました。そこで、『松阪市人権教育基本方針』『三重県人権教育ガイドライン』をふまえ、「三重高等学校人権教育基本方針」をここに策定し、「人権が尊重される、差別を許さない学校づくり」を進めていきます。

2. 基本的な考え方

1948年に国連総会において、人権の尊重こそが「世界における自由、正義及び平和の基礎である」と謳った世界人権宣言が採択されました。その後、国連では多数の人権関連条約を採択し、それを受け、我が国をはじめ世界各国で、人権が尊重される社会の実現に向けて、取り組みが進められてきました。

しかし、私たちの周りにはいまなお不合理な様々な差別が存在しており、基本的人権が侵害されている事実があります。私たちは常に、被差別の視点、人権侵害を被っている人の視点に立ち、一人ひとりが自分の問題としてとらえ、社会的に不利な立場に置かれた人々の人権は侵害されやすいという認識のもと、その解消のために取り組んでいかなければなりません。

人権教育の推進にあたっては、教職員自身が確かな人権感覚を身につけ、被差別当事者の意見や思いを聴き、その立場に立って考えることができるようにしていくことがまず必要です。教科指導をはじめ、ホームルーム活動、課外活動、生徒指導、進路指導等のそれぞれの特質をふまえて、教育活動全体を通じて、「人権が尊重される、差別を許さない学校づくり」を行っていきます。

3. 人権教育の目的と目標

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育です。特別な分野・領域に限定した教育ではなく、すべての教育活動の中で行われるものです。そこで、人権教育の目的の実現に向けて、次のことを達成すべき目標とします。

(1) 人権を尊重する意欲や態度、行動力を育てます。

常に、被差別の視点、人権侵害を被っている人の視点に立ち、その立場に置かれた人々の痛みを、自分自身の問題としてとらえる人権感覚（想像力・共感力）を養うとともに、問題解決のための実践力を育てていきます。

(2) 人権問題についての理解と認識を深めます。

様々な差別を解消するために、必要な知識を習得し、確かな人権感覚を身につけることが大切です。教育活動全体を通じて、人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状、人権に関係する法令等を知り、その中から違いが豊かさにつながることを認識することが必要です。

(3) 一人ひとりの自尊感情を育て、自己実現を図ります。

自己や他者の人権を守ろうとする意識は、自分自身が大切な存在であると実感できる中から育まれます。学校や地域において、お互いの信頼感を高め合う望ましい人間関係を構築し、その中から自信を持って自らの進路や生き方を見出し、主体的に行動できるようにします。

私たちは、人権問題を自分の生き方と深く関わる問題としてとらえ、社会がもつ差別性や矛盾を見抜き、積極的な実践や行動を通して変革しようとする力を育み、人権文化を構築する主体者づくりを目指します。具体的には、本校の教育の基盤となっている四大綱の内容を実践しながら、すべての教職員及び生徒が人権を守る精神を大切にされた環境をつくりまします。

4. 建学の精神と人権教育

学校法人三重高等学校の建学の精神は、「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」で、「学術の場では学術の研鑽と共にジェントルマンシップ・レディシップを醸成陶冶し、スポーツの場では健康の増強・心技の練成と共にスポーツマンシップを体得する」ことです。中京商業学校が創立された1923年という時代は、第一次世界大戦後の1920年に国際連盟が発足し、「国際協調」の必要性が強調された時代でした。建学の精神は、こうした時代の中で、「世界人類の一人としてもまことに望ましい人間」の育成を目指したものとと言えます。

今日、私たちの生きている社会は、世界的な情報ネットワークの進展にともない、世界がより身近で小さくなっています。その一方で、人権、平和・紛争、開発・環境、資源・エネルギー、食料などの地球規模で解決しなければならない諸問題が噴出しています。こうした人類の共通課題の解決に向けて、建学の精神を継承し、国際社会において共に行動していこうとする地球市民を育てることはますます重要となっています。そのためには人権意識の育みが必要不可欠であります。本校では、校訓「真剣味」に基づき、すべての教職員及び生徒が人権を尊重し、豊かな人間関係を築くための教育・学習に積極的に取り組んでいきます。

5. 行動計画

本校は、「三重高等学校人権教育基本方針」に則り、具体的な行動計画を定め、教職員や生徒の実態をふまえ、学校の教育諸活動を通して、人権教育を推進します。

推進にあたっては、その取組みの点検・評価を適宜行い、計画の見直しや、指導の改善を体系的、計画的に実施してまいります。